

平成 28 年度 第 2 回和水町農業委員会総会会議録

1. 開催日時：平成 28 年 5 月 10 日（火）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分

2. 開催場所：和水町役場本庁 3 階大会議室

3. 本日の出席委員は次のとおりである。(21 名)

会 長 2 4 番 蒲池 恭一

会長代理者 2 3 番 石原二千郎

委 員	1 番	坂本 政光	4 番	石原 由紀	5 番	蘆 宏遠
	6 番	上妻美津子	7 番	戸上 誠一	8 番	小森田義弘
	1 0 番	吉田 広志	1 1 番	甲斐 正晴	1 2 番	池田 圭吾
	1 3 番	庄山 秀一	1 4 番	北原 博幸	1 5 番	杉村 幸敏
	1 6 番	池田 浩二	1 7 番	深草 義久	1 8 番	松村 勝徳
	1 9 番	古田 博	2 0 番	上田 憲一	2 1 番	徳永 志誠
	2 2 番	高木 義則				

4. 本日の欠席委員は次のとおりである。(2 名)

3 番 坂本 博文 9 番 浦部 貞彦

5. 日 程

1 開 会

2 会議成立宣言

3 会長挨拶

4 議事録署名人の氏名

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定等について

議案第 4 号 平成 2 8 年度農作業等標準労働賃金について

6 報 告

7 そ の 他

8 閉 会

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(3名)

事務局 長 石原 忠邦

係 長 渡邊 豊和

主 事 庄山桂太郎

7. 欠席した農業委員会事務局職員は、次のとおりである。(0名)

8. 会議の概要

事務局（石 原）	1 開 会 それでは定刻となりましたので、ただ今から農業委員会総会を始めたいと思います。まずは、挨拶から始めたいと思いますので、皆さまご起立をお願いします。「こんにちは。」ご着席ください。 それでは、ただ今から平成 28 年度第 2 回和水町農業委員会総会を開会します。
事務局（石 原）	2 会議成立宣言 それでは、会議成立宣言でございます。和水町農業委員会会議規則第 6 条の規定に、「会議は委員の過半数の出席がなければ開くことができない」となっております。本日は、23 名中 21 名が出席でございますので、本会議が成立することを宣言いたします。
事務局（石 原）	3 会長挨拶 会長挨拶でございますが、同会議規則第 4 条の規定によりまして、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長におかれましては挨拶のあと、引き続き議事の進行をよろしくお願いいたします。それでは、会長挨拶をお願いします。
会 長（蒲 池）	みなさん、改めまして「こんにちは」。本日は、お忙しい中で平成 28 年度第 2 回の農業委員会総会に出席くださいますありがとうございます。 先月 14 日震度 7 を記録する「熊本地震」が発生いたしました。和水町においては、そこまではありませんでしたが、本当に自然災害の恐ろしさを痛感いたしました。お亡くなれました方にご冥福をささげると共に被災されました方の一刻も早い復旧・復興できるよう頑張っていきたいと思っております。
議 長（蒲 池）	皆様方お忙しい中にご出席でございますのでスムーズな進行ができますようよろしくお願い申し上げまして簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。
議 長（蒲 池）	4 議事録署名人の氏名 議事録署名委員の指名を行います。和水町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

議 長（蒲 池）

【異議なしの声あり】

それでは、本日の議事録署名委員は、22 番 高木義則委員、23 番 石原二千郎委員にお願いいたします。

5 議 事

議 長（蒲 池）

それでは、議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（石 原）

失礼します。1 ページでございます。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」でございます。

3 条の申請につきましては、審査基準項目ごとに、申請書に記載された内容及び現地確認等により適合するか否か検討することとなっております。審査基準の項目には、「全部効率利用要件」「農作業従事要件」「下限面積要件」「地域との調和要件」の 4 つの基準があります。

適合するか否かの検討結果については、最後に一括してご説明させていただきます。

それでは、所有権移転の案件になります。

整番 1 譲渡人「玉名市の[]」、譲受人「萩原の[]」、土地の所在「萩原字中島 []、畑、311 m² 」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「6,053 m²」、農作業に従事する者「2 名」、農機具は「トラクター 1 台」「田植機 1 台」「耕うん機 1 台」、申請理由は「売買による規模拡大」でございます。

整番 2 譲渡人「大田黒の[]」、譲受人「柳川市の[]」、土地の所在「大田黒字面頓寺 []、畑、845 m² 他 1 筆 合計 畑 2 筆 2,243 m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「9,557 m²」、農作業に従事する者「4 名」、農機具は「トラクター 2 台」「草刈機 3 台」、申請理由は「売買による規模拡大」でございます。

2 ページでございます。

整番 3 譲渡人「千葉市の[]」、譲受人「西吉地の[]」、土地の所在「西吉地字畑田 []、田、299 m² 他 3 筆 合計 田 4 筆 1,308

m²」でございます。

譲受人の経営状況は、経営面積「9,355 m²」、農作業に従事する者「2名」、農機具は「耕うん機1台」「消毒機1台」「草刈機2台」、申請理由は「売買による規模拡大」でございます。

以上の3件の案件につきまして、審査基準の項目ごとに、申請書に記載されました内容及び現地確認等により適合するか否か検討しました結果をご説明させていただきます。

一つが、全部効率利用要件でございます。申請書に基づきまして農業用機械、労働力、技術等から判断しまして、全ての案件とも、取得後において耕作等の事業に供すべき農地等のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う者と見込まれます。

次に農作業常時従事要件でございます。申請書に記載されました耕作の事業に必要な農作業の従事状況から判断いたしますと、全ての案件とも基幹的な農作業に常時従事するものと見込まれます。

次に、下限面積要件でございます。全ての案件とも農業委員会が定める30aを上回っております。

最後に、地域との調和要件でございます。全ての案件とも、取得後においても耕作の内容や農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和に支障が生じることはないと思われれます。以上でございます。

議長(蒲池)

ただ今、事務局の方から説明がございました。続きまして、現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番1につきましては、10番吉田委員の報告をお願いします。

10番(吉田)

はい。整番1について、10番吉田が説明いたします。

4月22日に、甲斐委員と私、事務局で現地確認に行ってまいりました。申請地は、萩原の轟神社の北側になります。現況は野菜が作付してありました。今後も、農地として管理されとのことですので、何ら問題ないと思われれます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長(蒲池)

はい。ありがとうございました。続きまして、整番2につきましては、19番古田委員の報告をお願いします。

19番(古田)

はい。整番2について、19番古田が説明いたします。

4月25日に、北原委員と私、事務局で現地確認に行ってまいりました。申請地は、中島養鶏場の南側になります。現況は栗畑でした。今後も、

	農地として管理されるとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長（蒲 池）	はい。ありがとうございました。続きまして、整番 3 につきましては、12 番池田圭吾委員の報告をお願いします。
1 2 番（池田圭）	はい。整番 3 について、12 番池田圭吾が説明いたします。 4 月 25 日に、浦部委員と私、事務局で現地確認に行っていました。申請地は、青空産業の東側になります。現況はレンゲ畑でした。 今後も、農地として管理されるとのことですので、何ら問題ないと思われます。ご審議方よろしく申し上げます。
議 長（蒲 池）	ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第 1 号の案件につきまして、皆様方から何かご質問ございましたらお願いいたします。 何かございませんでしょうか。 【異議なしの声あり】
議 長（蒲 池）	ないようでございますので、採決をしたいと思います。議案第 1 号の案件について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。 「挙手全員」
議 長（蒲 池）	はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 1 号の案件については原案のとおり決定いたしました。 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の提出がございましたので承認を求めるものでございます。それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局（石 原）	失礼します。3 ページでございます。議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」でございます。 整番 1、譲渡人「大田黒の [REDACTED]」、譲受人「山鹿市の [REDACTED]」、土地の所在地「大田黒字小屋敷 [REDACTED]、田、16 m²」でございます。

転用目的「駐車場」、事業計画「駐車場 1 台 16 m²」、工事期間「許可後から平成 28 年 9 月 30 日まで」となっております。

申請法人は、大田黒に診療所がある[REDACTED]です。今回、往診用の車両置き場として、駐車場を整備されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5 条の整番 1 でございます。

申請の位置につきましては、1 ページの管内図及び 2 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、3 ページが字図で、4 ページが配置図となっております。

駐車場のため、給水、汚水及び生活雑排水はありません。雨水につきましては自然浸透及び西側既設水路に排水する計画となっております。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第 2 種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 28 年 9 月 30 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲に農地はありますが、露天の駐車場なので、日照、通風など、営農上への支障は少ないと考えております。以上が整番 1 でございます。

整番 2、譲渡人「津田の[REDACTED]」、譲受人「津田の[REDACTED]」、土地の所在地「津田字久保田[REDACTED]、畑、70 m²」でございます。

転用目的「法面保護」、事業計画「法面 70 m²」、工事期間「平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで」となっております。

申請人は、16 年ほど前から既に申請地を住宅敷地の法面として使用していました。当時、境界位置が分からないまま造成したことが原因とのことでした。近年の豪雨により法面の崩落も考えられ、また管理が困難なため、法面保護を目的に転用申請されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5 条の整番 2 でございます。

申請の位置につきましては、1 ページの管内図及び 5 ページの住宅地図で

ご確認くださいと思います。そして、6 ページが字図で、7 ページが配置図となっております。

給水及び生活雑排水はありません。雨水は現況同様に自然排水となっております。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで「第 2 種農地」に該当し、申請地のほかに適当な代替地がないと判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は残高証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 29 年 5 月 31 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、西側に農地が存在しますが、既に宅地の法面のため、日照、通風など、営農上への支障は少ないと考えております。以上が整番 2 でございます。

整番 3、譲渡人「中和仁の[REDACTED]」、譲受人「山鹿市の[REDACTED]」、土地の所在地「中和仁字観音寺 [REDACTED]、田、499 m²」でございます。

転用目的「一般住宅」、事業計画「木造スレート葺平屋建 1 棟 109.00 m²、駐車スペース 69.58 m²」、工事期間「平成 28 年 6 月 1 日から平成 29 年 5 月 31 日まで」となっております。

申請人は、現在山鹿市内の賃貸アパートに妻と二人で居住しておられますが、両親の老後の面倒を見ようと、父所有の実家に隣接する土地を譲り受け、一般住宅を建築するために転用申請されるものです。

申請添付書類につきましては、別紙の申請添付書類一覧表でご確認いただきたいと思います。5 条の整番 3 でございます。

申請の位置につきましては、1 ページの管内図及び 8 ページの住宅地図でご確認いただきたいと思います。そして、9 ページが字図で、10 ページが配置図及び排水計画図となっております。

給水は井戸ボーリングにより、生活雑排水・汚水は合併処理浄化槽を設置し、既設東側暗渠を通して東側に流れる河川に排水されます。雨水についても、同様に排水される計画となっております。

この転用に係る許可基準に照らした結果につきましてご説明させていただきます。

まず、農地区分でございます。この申請地につきましては、おおむね 10 ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地は「第 1 種農地」となり、原則不許可となります。しかし、「第 1 種農地」ということであっても「不許可の例外」があります。今回の申請につきましては「申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、「第 1 種農地の不許可の例外」に該当しますので転用できると判断しております。

続きまして、一般基準でございますが、資金及び信用力は融資証明書を確認しましたところ事業費を上回っております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、平成 29 年 5 月 31 日までに完了予定でございますので確実性が見込まれます。

計画面積の妥当性は、事業計画面積から判断しますと、妥当な面積と思われます。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、周囲に農地が存在しますが、平屋建てであるため、日照、通風など、営農上への支障は少ないと考えております。以上が整番 3 でございます。

議 長(蒲 池) はい。ありがとうございました。ただ今、事務局から説明がございました。続きまして現地確認いただいた委員さんの報告をお願いしたいと思います。整番 1 につきまして 1 9 番 古田委員の報告をお願いします。

1 9 番(古 田) はい。整番 1 について、1 9 番 古田が説明いたします。
4 月 2 5 日に、北原委員と私、事務局で現地確認を行ってまいりました。
申請地は、森の里クリニックの東側になります。現況は不耕作地でした。雨水につきましては自然浸透及び西側既設水路に排水されるということです。問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長(蒲 池) はい。ありがとうございました。整番 2 につきまして 1 4 番 北原委員の報告をお願いします。

1 4 番(北 原) はい。整番 2 について、1 4 番 北原が説明いたします。
4 月 2 5 日に、古田委員と私、事務局で現地確認を行ってまいりました。
申請地は、町道上岩上津田線沿いの申請者宅横になります。現況は宅地の法面でした。雨水につきましては現況同様に自然排水とということです。問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長(蒲 池) はい。ありがとうございました。整番 3 につきまして 1 2 番 池田圭吾

	委員の報告をお願いします。
12番(池田圭)	はい。整番3について、12番 池田圭吾が説明いたします。 4月25日に、浦部委員と私、事務局で現地確認を行ってまいりました。申請地は、中和仁正照寺橋の西側、申請者の実家横になります。現況は耕耘してありました。一般住宅ということで、給水はボーリングにより、生活雑排水・汚水は合併処理浄化槽を設置し、既設東側暗渠を通して東側に流れる河川に排水されます。雨水についても、同様に排水されるところですので、問題ないと思います。ご審議の程、よろしくお願いします。
議長(蒲池)	はい。ありがとうございました。ただ今、事務局からの説明、また、現地確認委員から報告がありました。議案第2号について皆様方からご質問をお受けしたいと思います。どなたか質問等ありますでしょうか。
10番(吉田)	整番3ですけれどもこの前この件について出ませんでしたか？
13番(庄山)	それは、農振除外の件だったと思います。
議長(蒲池)	農振地の除外をしないと転用申請は出来ないことになっています。
10番(吉田)	分かりました。
議長(蒲池)	他に何か質問はありませんか？
13番(庄山)	整番3ですけれども[REDACTED]は、[REDACTED]の息子さんですが、隣接する土地に家を建てられることですが、農業委員会から県知事の許可が下りたらしゃん無理家を建てなければならないですか？何かの都合で建てることができない場合はどうなりますか？また、何年以内に建てなければなりませんか？
事務局(渡邊)	転用申請をいただく時に、転用される期間の質問と思います。転用期間は1年以内となっております。ただ経済事情やこの震災で資材が入らなかったりと理由があると思います。その場合1年2年かかっても進ちょく状況を報告していただきますと1年超えて出来上がっても問題はありません。ただ原則としては1年となっております。
議長(蒲池)	他に何か質問はありませんか？

1 6 番池田委員

整番 2 の件ですがこの件は実際施行されているんでしょ？

議 長（蒲 池）

実際造成はしてあるようです。

1 4 番北原委員

始末書を提出してもらわなければなりませんか？

議 長（蒲 池）

始末書は提出されています。他に何か質問はありませんか？

【異議なしの声あり】

議 長（蒲 池）

ないようでございますので、採決したいと思います。議案第 2 号につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

「挙手全員」

はい。ありがとうございます。挙手全員です。よって、議案第 2 号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することといたします。

次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局（石 原）

失礼します。4 ページでございます。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進事業実施に伴う農用地利用集積計画の承認について」でございます。

5 ページでございます。賃貸借権設定の案件でございます。

整番 1、貸人「江田の[REDACTED]」、借人「瀬川の[REDACTED]」、土地の所在地「江田字上高箴[REDACTED]」、田、895 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「全体で 90 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「61 歳」、経営面積「27,091 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、新規設定でございます。

整番 2、貸人「合志市の[REDACTED]」、借人「江田の[REDACTED]」、土地の所在地「江田字津吹[REDACTED]」、田、410 m² 他 6 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「57 歳」、経営面積「12,973 m²」、農作業従事日数「60

日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2名」、再設定でございます。

整番3、貸人「江田の[]」、借人「江田の[]」、土地の所在地「江田字津留[]」、田、1099 m² 他1筆」、利用内容「水稻」、期間「平成28年6月1日から5年間」、支払方法「10a当り60kg」、借り手の農業経営状況は、整番2に同じでございます。再設定でございます。

6ページでございます。

整番4、貸人「江田の[]」、借人「江田の[]」、土地の所在地「江田字大坪[]」、田、604 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成28年6月1日から2年間」、支払方法「10a当り30kg」、借り手の農業経営状況、年齢「75歳」、経営面積「8,676 m²」、農作業従事日数「150日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2名」、再設定でございます。

整番5、貸人「用木の[]」、借人「用木の[]」、土地の所在地「用木字鳥井原[]」、田、1,425 m²」、利用内容「飼料」、期間「平成28年6月1日から5年間」、支払方法「10a当り3,000円」、借り手の農業経営状況、年齢「68歳」、経営面積「37,954 m²」、農作業従事日数「350日」、主な経営作物「水稻・和牛繁殖」、農作業従事者数「2名」、再設定でございます。

整番6、貸人「日平の[]」、借人「日平の[]」、土地の所在地「日平字通道[]」、田、637 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成28年6月1日から5年間」、支払方法「10a当り30kg」、借り手の農業経営状況、年齢「62歳」、経営面積「10,515 m²」、農作業従事日数「150日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2名」、再設定でございます。

整番7、貸人「熊本市の[]」、借人「日平の[]」、土地の所在地「日平字通道[]」、田、2,704 m² 他1筆」、利用内容「水稻」、期間「平成28年6月1日から5年間」、支払方法「10a当り60kg」、借り手の農業経営状況、年齢「66歳」、経営面積「16,369 m²」、農作業従事日数「300日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2名」、再設定でございます。

整番8、貸人「日平の[]」、借人「日平の[]」、土地の所在地「日平字折地[]」、田、1,276 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成28年6月1日から5年間」、支払方法「1筆当り60kg」、借り手の農業経営状況、年齢「62歳」、経営面積「26,264 m²」、農作業従事日数「250日」、主な経営

作物「水稻」、農作業従事者数「2名」、再設定でございます。

整番 9、貸人「日平の[]」、借人「日平の[]」、土地の所在地「日平字一瀬[]」、田、797 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当り 30 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 8 に同じでございます。再設定でございます。

整番 10、貸人「日平の[]」、借人「日平の[]」、土地の所在地「蜻浦字田川[]」、田、1,524 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 6 に同じでございます。再設定でございます。

7 ページでございます。

整番 11、貸人「内田の[]」、借人「原口の[]」、土地の所在地「内田字上津留[]」、田、2,368 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「75 歳」、経営面積「17,010 m²」、農作業従事日数「200 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

整番 12、貸人「内田の[]」、借人「原口の[]」、土地の所在地「内田字上津留[]」、田、2,217 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 11 に同じでございます。再設定でございます。

整番 13、貸人「久井原の[]」、借人「久井原の[]」、土地の所在地「久井原字栗灰野[]」、田、1,116 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 30 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「67 歳」、経営面積「5,336 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

整番 14、貸人「竈門の[]」、借人「竈門の[]」、土地の所在地「竈門字寺原[]」、畑、2,245 m² 他 1 筆」、利用内容「飼料」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当り 5,000 円」、借り手の農業経営状況、年齢「54 歳」、経営面積「95,615 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「酪農」、農作業従事者数「5 名」、再設定でございます。

整番 15、貸人「竈門の[]」、借人「竈門の[]」、土地の所在地「竈門字上津留[]」、田、452 m²」、利用内容「飼料」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当り 5,000 円」、借り手の農業経営状況は、整番 14 に同じでございます。再設定でございます。

整番 16、貸人「板楠の[]」、借人「竈門の[]」、土地の所在地「竈門字上津留[]」、田、1,383 m²」、利用内容「飼料」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当り 5,000 円」、借り手の農業経営状況は、整番 14 に同じでございます。再設定でございます。

8 ページでございます。

整番 17、貸人「竈門の[]」、借人「竈門の[]」、土地の所在地「竈門字上津留[]」、田、292 m² 他 1 筆」、利用内容「飼料」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当り 5,000 円」、借り手の農業経営状況は、整番 14 に同じでございます。再設定でございます。

整番 18、貸人「竈門の[]」、借人「竈門の[]」、土地の所在地「竈門字外園[]」、畑、1,514 m² 他 1 筆」、利用内容「飼料」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当り 5,000 円」、借り手の農業経営状況、年齢「55 歳」、経営面積「46,989 m²」、農作業従事日数「355 日」、主な経営作物「酪農」、農作業従事者数「4 名」、再設定でございます。

整番 19、貸人「竈門の[]」、借人「久米野の[]」、土地の所在地「竈門字下津留[]」、田、143 m² 他 2 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当り 5,000 円と 10,000 円」、借り手の農業経営状況、年齢「60 歳」、経営面積「16,372 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「1 名」、再設定でございます。

整番 20、貸人「江栗の[]」、借人「江栗の[]」、土地の所在地「江栗字中里[]」、田、2,592 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「全体で 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「58 歳」、経営面積「1,093 m²」、農作業従事日数「100 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、新規設定でございます。

整番 21、貸人「志口永の[]」、借人「岩尻の[]」、土地の所在地「岩尻字白木[]」、田、2,128 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成

28年6月1日から3年間」、支払方法「1筆当たり20,000円」、借り手の農業経営状況、年齢「72歳」、経営面積「18,213㎡」、農作業従事日数「150日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2名」、再設定でございます。

9ページでございます。

整番 22、貸人「下津原の[REDACTED]」、借人「下津原の[REDACTED]」、土地の所在地「下津原字上尾坪 [REDACTED]」、田、1,586㎡」、利用内容「水稻」、期間「平成28年6月1日から3年間」、支払方法「10a当たり60kg」、借り手の農業経営状況、年齢「74歳」、経営面積「20,644㎡」、農作業従事日数「300日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2名」、再設定でございます。

整番 23、貸人「下津原の[REDACTED]」、借人「志口永の[REDACTED]」、土地の所在地「下津原字東堂の上 [REDACTED]」、畑、2,053㎡」、利用内容「飼料」、期間「平成28年6月1日から5年間」、支払方法「10a当たり5,000円」、借り手の農業経営状況、経営面積「96,962㎡」、再設定でございます。

整番 24、貸人「焼米の[REDACTED]」、借人「焼米の[REDACTED]」、土地の所在地「焼米字橋詰 [REDACTED]」、田、1,999㎡ 他5筆」、利用内容「水稻」、期間「平成28年6月1日から5年間」、支払方法「10a当たり8,000円」、借り手の農業経営状況、年齢「64歳」、経営面積「22,456㎡」、農作業従事日数「300日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2名」、再設定でございます。

整番 25、貸人「山鹿市の[REDACTED]」、借人「大屋の[REDACTED]」、土地の所在地「焼米字橋詰 [REDACTED]」、田、2,041㎡」、利用内容「スイカ」、期間「平成28年6月1日から5年間」、支払方法「1筆当たり36,000円」、借り手の農業経営状況、年齢「60歳」、経営面積「18,440㎡」、農作業従事日数「200日」、主な経営作物「スイカ・水稻」、農作業従事者数「2名」、再設定でございます。

整番 26、貸人「山十町の[REDACTED]」、借人「板楠の[REDACTED]」、土地の所在地「上十町字山王原 [REDACTED]」、田、2,541㎡ 他2筆」、利用内容「水稻」、期間「平成28年6月1日から5年間」、支払方法「10a当たり60kg」、借り手の農業経営状況、年齢「58歳」、経営面積「13,430㎡」、農作業従事日数「100日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「1名」、再設定でございます。

10ページでございます。

整番 27、貸人「板楠の[]」、借人「板楠の[]」、土地の所在地「板楠字後倉[]」、田、904 m² 他 15 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「全体で 600 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「71 歳」、経営面積「10,670 m²」、農作業従事日数「200 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

11 ページでございます。

整番 28、貸人「板楠の[]」、借人「板楠の[]」、土地の所在地「板楠字桜町[]」、田、903 m² 他 3 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「52 歳」、経営面積「24,729 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「3 名」、再設定でございます。

整番 29、貸人「熊本市の[]」、借人「板楠の[]」、土地の所在地「板楠字桜町[]」、田、1,841 m² 他 1 筆」、利用内容「野菜・水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 28 に同じでございます。再設定でございます。

整番 30、貸人「北九州市の[]」、借人「板楠の[]」、土地の所在地「板楠字梶屋原[]」、田、1,016 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 28 に同じでございます。再設定でございます。

整番 31、貸人「野田の[]」、借人「大田黒の[]」、土地の所在地「野田字佃[]」、田、2,070 m²」、利用内容「たばこ」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当り 30,000 円」、借り手の農業経営状況、年齢「70 歳」、経営面積「26,220 m²」、農作業従事日数「280 日」、主な経営作物「水稻・たばこ」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

整番 32、貸人「小郡市の[]」、借人「大田黒の[]」、土地の所在地「大田黒字栗山[]」、田、684 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 14 に同じでございます。再設定でございます。

整番 33、貸人「津田の[]」、借人「津田の[]」、土地の所在地「津田字前田[]」、田、1,814 m²」、利用内容「水稻」、期間「平成

28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「60 歳」、経営面積「20,889 m²」、農作業従事日数「360 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「3 名」、新規設定でございます。

12 ページでございます。

整番 34、貸人「平野の[REDACTED]」、借人「平野の[REDACTED]」、土地の所在地「平野字甲無理[REDACTED]」、田、1,885 m²、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「66 歳」、経営面積「48,554 m²」、農作業従事日数「250 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、新規設定でございます。

整番 35、貸人「山鹿市の[REDACTED]」、借人「平野の[REDACTED]」、土地の所在地「平野字啞ノ前[REDACTED]」、田、2,036 m² 他 3 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 34 に同じでございます。新規設定でございます。

整番 36、貸人「岩の[REDACTED]」、借人「東吉地の[REDACTED]」、土地の所在地「岩字九須町[REDACTED]」、田、2,419 m² 他 4 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、経営面積「92,890 m²」、新規設定でございます。

整番 37、貸人「岩の[REDACTED]」、借人「東吉地の[REDACTED]」、土地の所在地「岩字海道町[REDACTED]」、田、1,463 m² 他 1 筆」、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 36 に同じでございます。新規設定でございます。

13 ページでございます。

整番 38、貸人「岩の[REDACTED]」、借人「東吉地の[REDACTED]」、土地の所在地「岩字海道町[REDACTED]」、田、905 m²、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 36 に同じでございます。新規設定でございます。

整番 39、貸人「岩の[REDACTED]」、借人「東吉地の[REDACTED]」、土地の所在地「岩字池入[REDACTED]」、田、3,760 m²、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 36 に同じでございます。新規設定でございます。

整番 40、貸人「岩の[]」、借人「東吉地の[]」、土地の所在地「岩字池入[]」、田、519 m²、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 36 に同じでございます。新規設定でございます。

整番 41、貸人「東吉地の[]」、借人「和仁の[]」、土地の所在地「東吉地字半田六[]」、田、1,735 m²、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 90 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「67 歳」、経営面積「30,059 m²」、農作業従事日数「240 日」、主な経営作物「水稻・トマト」、農作業従事者数「3 名」、再設定でございます。

整番 42、貸人「西吉地の[]」、借人「中和仁の[]」、土地の所在地「西吉地字村ノ前[]」、田、1,007 m² 他 4 筆、利用内容「野菜」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 2,000 円」、借り手の農業経営状況、年齢「28 歳」、経営面積「147,871 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「人参・たまねぎ」、農作業従事者数「1 名」、新規設定でございます。

整番 43、貸人「西吉地の[]」、借人「和仁の[]」、土地の所在地「西吉地字馬立追[]」、田、435 m²、利用内容「キウイ」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「1 筆当り 30 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「56 歳」、経営面積「32,877 m²」、農作業従事日数「30 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

14 ページでございます。

整番 44、貸人「山鹿市の[]」、借人「和仁の[]」、土地の所在地「和仁字檜原[]」、田、1,000 m² 他 1 筆、利用内容「ハウスなす」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 120 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「56 歳」、経営面積「23,443 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻・なす」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

整番 45、貸人「和仁の[]」、借人「和仁の[]」、土地の所在地「和仁字檜原[]」、田、2,960 m²、利用内容「ハウスなす」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 120 kg」、借り手の農業

経営状況は、整番 44 に同じでございます。再設定でございます。

整番 46、貸人「和仁の[]」、借人「和仁の[]」、土地の所在地「和仁字年ノ神 []」、田、1,367 m²、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況は、整番 44 に同じでございます。再設定でございます。

整番 47、貸人「津田の[]」、借人「上和仁の[]」、土地の所在地「中和仁字観音寺 []」、田、1,922 m²、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 5 年間」、支払方法「10 a 当り 60 kg」、借り手の農業経営状況、年齢「75 歳」、経営面積「67,774 m²」、農作業従事日数「300 日」、主な経営作物「水稻・なす・みかん」、農作業従事者数「2 名」、再設定でございます。

15 ページでございます。使用貸借権設定の案件でございます。

整番 1、貸人「上和仁の[]」、借人「中和仁の[]」、土地の所在地「上和仁字大坪 []」、田、1,117 m² 他 5 筆、利用内容「水稻」、期間「平成 28 年 6 月 1 日から 10 年間」、借り手の農業経営状況、年齢「56 歳」、経営面積「21,634 m²」、農作業従事日数「100 日」、主な経営作物「水稻」、農作業従事者数「2 名」、新規設定でございます。

以上の計画につきまして、全部効率利用要件、農作業常時従事要件など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えております。以上でございます。

議 長（蒲 池）

ただ今、事務局から議案第 3 号の説明がありました。何か、ご質問ございましたらお願いします。

何かございませんでしょうか。

1 番坂本委員

認定後の経営面積はいつから増えるのですか？

事務局（石 原）

前任の委員さんからも同様な質問がありましたが、再設定の場合は面積の増減は発生しません。新規の場合のみ増えることとなります。

1 番坂本委員

分かりました。

議 長（蒲 池） 他に何か質問はありませんか？

【異議なしの声あり】

議 長（蒲 池） それでは、ないようでございますので、議案第 3 号の案件について承認される方の挙手をお願いします。

「挙手全員」

議 長（蒲 池） ありがとうございます。挙手全員です。よって原案のとおり承認いたします。次に、議案第 4 号「平成 28 年度農作業等標準労働賃金について」を議題といたします。この件につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（石 原） 失礼します。16ページでございます。

議案第4号「平成28年度農作業等標準労働賃金について」でございます。

この農作業等標準労働賃金につきましては、農業就業者の高齢化及び担い手不足等が進行する中、適正な農作業等労働賃金及び土耕機械請負賃金の設定を行うことは、農業労働力の確保をはじめ、農業経営の安定的発展を図るうえで重要になっております。

本委員会におきましても毎年この時期に、熊本県の最低賃金や近隣市町の金額、農業機械等の燃料費を参考に検討していただき、情報提供の事業として各家庭へお知らせをしております。

前回の総会時に、各校区から1名代表者を決めていただいております。

去る、4月22日に町三加和総合支所の会議室におきまして、検討会を開催させていただきました。この会の議長として、坂本政光委員が互選され、議事が進行されました。その結果を本日議案第4号として、16ページに提案させていただきます。検討結果につきましては、検討会議長の坂本政光委員からご報告をお願いしたいと思います。以上でございます。

議 長（蒲 池） それでは坂本委員からご報告をよろしく願いいたします。

1 番（坂本政） はい。平成28年度農作業等標準労働賃金の検討結果について、1番 坂本政光が報告いたします。去る、4月22日に町三加和総合支所会議室で各校区の代表が集まり、標準労働賃金について検討いたしました。最低賃金が677円から17円上がり、694円になったので、一般農作業を前年比プラス150円

の5,600円にしました。機械請負賃金については前年同額にしました。

以上、報告いたします。

議 長（蒲 池）

はい、ありがとうございました。ただいま、坂本政光委員から報告がありました。皆さん方から何かご意見等ございましたらお願いいたします。これは、あくまでも基準としてということですので、基本的にはお互いの話し合いで決定されることになります。

何かありませんか。

議 長（蒲 池）

それではないようでございますので、これを承認される方は、挙手願います。

「挙手全員」

議 長（蒲 池）

はい、ありがとうございます。挙手全員です。よって、これは承認することにいたします。

事務局（石 原）

失礼します。只今、決定していただきましたので、5月中旬の区長配布にて各家庭に配布をしたいと思います。以上でございます。

6 報 告

議 長（蒲 池）

これで、議事の方は終了いたしました。次に 6 の報告を事務局からお願いいたします。

事務局（石 原）

失礼します。17 ページでございます。

中途解約通知が 1 件提出されておりますので、ご報告いたします。

以上が報告でございます。

7 その他

議 長（蒲 池）

次に、その他でございます。事務局からお願いいたします。

事務局（石 原）

失礼します。18 ページでございます。

1) 次回総会日 平成 28 年 6 月 9 日（木）午後 1 時 30 分から
和水町役場本庁 3 階大会議室で行います。

議 長（蒲 池）

それでは、その他で皆様方から何かございませんでしょうか。

ないようでございますので、終わりたいと思います。

8 閉 会

議 長（蒲 池）

ご起立をお願いします。これをもちまして、平成 28 年度第 2 回和水町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

会議の内容に相違なきことを認め、此処に署名する。

和水町農業委員会 会長

署 名 委 員 2 2 番

署 名 委 員 2 3 番

会議録調製者	渡邊 豊和
本誌 表紙共	枚